

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和3年7月教育委員会会議：定例会

期 日 令和3年7月21日（水）開会 午後2時00分  
閉会 午後3時25分

会 場 議会棟全員協議会室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 3名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 部 長	花島 英雄
	教育部参事(学務課長事務取扱)	前原 美智雄	教育総務課長	曾山 澄雄
	指 導 課 長	松丸 晴久	教育センター所長	佐藤 克巳
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	宍戸 信
	教育総務課企画財務班長	平野 昌彦	教育総務課企画財務班	伊藤 浩司
事務局	教育総務課教育総務班長	山田 智之	教育総務課教育総務班	千々岩和代

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ① 教育長より1件報告

昨日で1学期の登校日が終了した。法律上は、7月31日までが1学期期間である。幸いにも子どもたちは大きな事故もなく、学校生活を過ごすことができた。6月25日開催の教頭会議で話した内容について、1つ目は、日頃の取組に感謝する。目に見えない、形に現れにくい業務をこなしながら教頭職を務めていることは当人しか理解できない面もあると思う。日頃の取組に敬意を表する。特に、新型コロナウイルス感染症防止のため消毒作業などに取り組んでいただき感謝する。新型コロナウイルス感染症に関することで、確実に報告をうけている。情報が確実だと対応も焦点化できる。情報が確実な組織は、処理も的確であるという話をした。2つ目、教頭の職務と危機管理について話をした。危機管理は、子どもと職員の命や人権に関する全ての分

野とってよいと思う。職務が広範になっている現在、学校の危機について全職員が認識し、自然と向き合う組織でなければ、ほかから信頼は得られない。職員同士が情報を共有することが最も大事。次に、得た情報を確認し、迅速に対応すること。その流れの中心は教頭職、指示や調整をしながら危機に対応していくことは、円滑な教育活動の根幹を気づいていくことにつながる。一方、危機管理に関する案件に毅然と対処する管理職が職員を育てることにつながる。

② 新型コロナウイルス感染状況について【教育部長】

教職員の感染状況については、6月28日月曜日に南志津小学校で、7月17日土曜日に西志津小学校で教職員の感染が判明した。保健所による調査の結果、濃厚接触者などがいなかったことから、通常どおり授業を行った。

児童生徒の感染状況については、6月25日金曜日に印南小学校で児童の感染が判明した。保健所による感染状況調査のため、6月28日月曜日から臨時休校とした。調査の結果、新たに7名の児童の感染が判明したことから、さらに対象を広げて感染状況を調査したが、新たな感染者はおらず、保健所から登校を控えるよう指示のあった学年を除き、6月30日水曜日から学校を再開した。7月12日月曜日から全員登校となっている。6月28日月曜日に志津中学校及び井野小学校で、6月30日水曜日に上志津小学校で、7月14日水曜日に間野台小学校で児童生徒の感染が判明した。保健所による感染状況の調査のため、各校とも翌日から臨時休校としたが、検査対象となった児童の陰性が確認できたことから、志津中学校及び井野小学校は7月1日木曜日から、上志津小学校は7月5日月曜日から、間野台小学校は7月19日月曜日から通常どおり学校を再開した。6月29日火曜日に上志津小学校で、6月30日水曜日に臼井小学校で児童の感染が判明したが、濃厚接触者などがいなかったことから、通常どおり授業を行った。

③ 6月市議会定例会について【教育総務課長】

6月市議会定例会は、6月7日月曜日から6月28日月曜日までの22日間を会期として行われた。

資料1ページ、教育委員会に関連する議案については、議案第1号 令和3年度佐倉市一般会計補正予算の1件で、賛成多数により原案のとおり可決した。資料2ページ、教育委員会関係の発議案では、第1号、第2号、第3号があったが、賛成全員、または賛成多数により原案どおり可決された。教育委員会関係の請願については、第15号、第16号があったが、賛成全員により採択となっている。一般質問について、本定例会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、質問時間を短縮した形で行われた。教育委員会関係の質問については、9名の議員から質問があった。質問及び答弁の概要については、11ページから31ページまでとなっている。主な内容としては、新型コロナウイルス感染症対策、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備、タブレットを活用した授業、教科書採択に関することなどであった。

④ 夏季教職員研修会について【指導課長】

この夏季教職員研修会の目的は、教職員の資質、能力の向上を図るため、教職員一人一人が研さんを積み、幅広い知識、技能を習得して日頃の教育実践に生かすために開催している。今年度の開催については、対面での研修会を予定していたが、コロナの感染状況、その予防対策として、オンラインといった形態を多く取り入れて、8月前半、後半にかけて開催する。

⑤ (仮称) 佐倉図書館等新町活性化複合施設の愛称について【社会教育課長】

現在整備を進めている(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設について、このたび愛称を定めたので報告する。愛称は「夢咲くら館」である。

経緯について、3番、広報やホームページ等で、3月1日から3月31日まで1か月間募集をした。結果として、市内、市外を含め237名の方から応募があった。重複等を除く220の名称について、社会教育委員や図書館協議会委員など7名から成る愛称選定委員会を設け、3つの候補を選んだ。1番、3つの候補は、「佐倉 de 愛館」、「さくらの杜テラス」、「夢咲くら館」となり、6月1日から11日までの2週間、佐倉市内小中学生全員から1人1票で投票を行い、その結果、「夢咲くら館」が一番多くの票を獲得した。よって、「夢咲くら館」と決定した。今後8月1日号の「こうほう佐倉」、ホームページなどを通じて周知に努めていく。

⑥ 佐倉市立図書館の臨時休館について【社会教育課長】

本件は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則第3条第1項第5号に定められた特別整理日の規定の基づき、施設を休館にして施設ごとに蔵書点検作業を行うものである。

今回のコロナ禍において、国の交付金を活用し、「RFIDタグ」と呼ばれる非接触型のタグと機械とシステムを導入した。そして、佐倉図書館において蔵書点検を試行したところ、例年よりも短い期間で点検できることを確認した。具体的には、佐倉図書館は例年月曜日と第1火曜日を除き、そのほかに3日間休館していたものを、今回は月曜日と第1火曜日の定期休館のみで蔵書点検し、結果として臨時休館なしとして対応する。同様に、休館日数だけだと、志津図書館が5日から3日間、南図書館は5日が2日間、志津図書館は1日、臼井公民館図書室もゼロとなる。日程の詳細は、資料のとおりだが、機器を活用して利用者の利便性が目に見える形で向上できたものと捉えている。

表の下の米印、今まで同様、利用者の利便性を考慮して、各施設の休館期間が重ならないよう調整した。利用者への周知方法については、こうほう佐倉、図書館ホームページ、図書館カレンダー、館内ポスター掲示など、御覧の方法で周知する。

⑦ 市民音楽ホール・臼井公民館(図書室を含む)の臨時休館について【文化課長】

定期的なメンテナンス作業を実施するため、市民音楽ホール、施設を臨時休館する。日取りは、8月7日の土曜日、9月20日の月曜日(祝日)となっている。この施設は、出張所を併設しているが、それぞれ出張所の休みの日に当たるので、影響ないように選んでいる。休館の理由としては、電気関係の停電によるもの、それから、シャッター設備の点検によるということで、そ

れぞれ 20 日に及ぶ。市民の皆様への周知方法等としては、市のホームページの掲載、館内へ掲示をして周知を行っている。

⑧ 通学路の点検について【学務課長】

6月28日に八街で痛ましい事故が発生した。その翌日に、本市では幼小中学校に登下校の注意喚起を行った。登下校に関わる指導、またスクールガードボランティアと連携して安全の見回り等を行うようお願いした。

通学路点検については、7月5日に千葉県から、小学校の通学路緊急一斉点検の依頼があった。この内容は、道路維持課、土木課にも通知されており、教育委員会と連携をして、その危険状況について把握をしているところである。教育委員会としては、一斉に小学校へ安全点検の再確認を依頼して、本日報告が終了するところである。その報告を受けて、担当のほうでまとめて整理をしている状況である。そのまとめた内容について、関係課とすり合わせをして、現在警察にも依頼をして、8月上旬に現場を直接見に行くという予定となっている。その後、8月中旬頃に、その状況を県に報告して情報共有をして対応していくという状況になっている。危険箇所の内容で、現在挙がっているものは、横断歩道の設置、ガードレール等の設置、消えかかっている横断歩道や路側帯の線の再度書き直し等の要望が多い。

⑨ いじめの状況について【指導課長】

6月末までのいじめの状況について、認知件数は、小学校が183件、中学校が72件、合わせて255件の報告を受けている。6月に新たに認知された件数は、81件である。いじめの内容としては、冷やかしやからかい、それが半数以上を占めている。昨年度からの継続案件のうち74件が解消となっている。9月から、きめ細やかに子どもたちの状況把握に努めるとともに、校内で情報をしっかり共有し、いじめの早期発見、それから即日対応を努めていく。

⑩ 感染症の状況について【指導課長】

6月14日から7月16日までの感染症の状況については、インフルエンザ1名、流行性耳下腺炎が5名。水ぼうそう4名、感染性胃腸炎が5名、溶連菌感染症が2名、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、RSウイルス感染症がそれぞれ1名発生した。今後も感染症予防対策の徹底をするよう指導していく。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。新型コロナウイルス感染症については、第28週、7月12日から7月18日、医師会内のPCR検査協力医療機関での総件数が977件、陽性数が52件で、陽性率5.3%。余り変わっていない。千葉県は、連日200人を超えているので、陽性率が少し増える可能性がある。7月10日から7月16日、印旛郡内の上の医療機関以外でも検査したところの感染症数は92件で、これが陽性患者である。佐倉市が25件なので、大体27%くらいの陽性率で、次が成田市の21.6%、印旛郡内では、佐倉市が一番多かった。

新型コロナウイルス感染症以外では、先ほどRSウイルスが1人というこ

とだったが、第28週、7月12日から7月18日では印旛郡内の定点観測では169件だった。定点当たり10.56人なので、かなりの感染者数だった。その前の週が64件で、定点当たり4人、この1週間で2.5倍増えているということで、かなりの勢いでRSウイルス感染症が増えている。これから夏休みになるので、もうここで一旦落ち着くだろうと思う。

感染性胃腸炎がその次に多く、第28週、これが25人で、定点当たり1.56人、その前の週の第27週、7月の5日から11日までが31件で1.94人なので、横ばいから減ってくる。その前の週の第26週、6月28日から7月4日の感染性胃腸炎の50名で、定点当たり3.13人いたので、これも減っている傾向にある。これから先は夏休みで、爆発的に増えることはないので、家庭で注意をしていただく、終業式が終わったので、学校で注意をするということとはできないと思う。

ワクチン接種について、今週から佐倉市でも中学以上、12歳以上が始まった。これは大人の間を縫って行っているのだから、夏休み期間中に終わらせるという目標があるが、いろいろ接種を抑制するという方、考えてしまうという方もいる、積極的に打たれるという方も、保護者の中であると思うが、おおむね各医療機関に予約は入っている。副反応は、様々な何百種類もの報告が出ているのだが、子どもの場合は、やはり反応が少し強いかもしれないし、何とも言えない。かなり個人差がある。各医療機関では打った後に保護者の方に注意書きを渡しているのだから、これに沿って接種後の家での経過観察。当然医療機関では15分から二、三十分の経過観察をしているが、その後については各家庭でということなので、これも、もし何らかの方法で学校から注意喚起をしていただければと思う。

子ども以外でコロナウイルスワクチンによるアナフィラキシーショックは、ほとんど起きていない。集団接種でも、ほとんどないという報告である。個別医療機関では、今のところ報告が挙がっていないが、うちの例で言うと、アナフィラキシーショックは、今までゼロ。当然細かい副作用はあるが、それはちょっと時間を置いて、例えば半日とか1日後に出てくる副反応なので、重篤なものは特に出ていない。

子どもについて、昨日から始まっていて、アナフィラキシーショックではなかったのだが、神経原性ショックというのがあり、注射を打ったときに、その反応、神経反射でひっくり返ることがあるのだが、うちで、昨日1人出た。これは、何も大事に至らず終わった。保護者の中には、そういうことを心配して打たない方もあると思うが、今の感染状況を見ていると、陽性者の方の年齢構成は、若い方にシフトしている。佐倉市の場合も、60代以上の方は、少ししかいない。50代以下で、今はもう20代とか30代が多いので、子どもの場合の副反応は分からないが、ワクチンの効果というのは大人の場合ある。子どもに併用していいかどうか分からないが、保護者の方も予防接種を考慮するほうがいいかと思う。

#### 【委員1名より】

本日で夏季休業に入り、ゼロではないが、大事に至らず、ここまでコロナを抑え込み、1学期間、学校運営を進めていただいた。学校現場の先生方、報告等もスムーズに進めた教育委員会に感謝する。これから夏休みに入ると、塾等含め習い事などで学校区を越えて、例えば塾の時間が長くて、昼食、夕

食を取る機会があるなど、今までの学校の時間とは違った過ごし方というの  
も増えてくるかと思う。その中で、日中は部活動であったり、好学チャレン  
ジであったりと、子どもたちが学校に足を運ぶ機会というのもあり、今まで  
の通常の授業がある状態とは違う状況で、感染症対策のほうに挑んでいただ  
くことになるかと思う。また、去年の前例等々もあって、現場の対応はしつ  
かりしているかと思うが、熱中症対策も含めて引き続き対応をお願いしたい。

報告事項4番の夏季教職員研修会について、本年度は、コロナ対策という  
ことでオンラインでの開催がほとんどになるようだが、先生方の負担という  
のもあるかと思う。対象者の人数の部分で、基本的には人数限られているの  
かというふうに察するが、これはオンライン以前の、通常に対面して行った  
研修会のときと、対象者人数というのは変わらないか。

**【指導課長】**

人数については、対面を予定していたときの人数である。基本的にはオン  
ラインでも、この人数でいくが、学校ではその1名が研修を受けて、校内で  
共有して広げ、研修の内容を伝えていくということで深めていきたいと考  
えている。

**【委員1名より】**

対面のときと変わらず、今までどおりの研修が引き続き行われるというこ  
とで考えていいか。

**【指導課長】**

はい。

**【委員1名より】**

危険箇所の緊急一時点検について、今、道路管理者や警察等と合同で行っ  
ているということなので、それぞれの機関でよく意見を出し合ったりして、  
実効の上がるような点検にしてもらいたいと思う。もう行っていただくと  
は思うが、すぐ対応できるようなことは、その結果を待たずに行ってい  
ただければと思う。というのは、例えば実際歩いてみて、歩道でくぼみがあ  
るなど、実際、児童が歩くのに危険な場所や、狭い歩道で、家の植木が飛び  
出ている、小学生がその歩道から1回車道に出て、それで避けなければいけ  
ないような場所も、実際、私も、歩いてみたことがあったので、そういう小  
さなことも、子どもから意見を聞くことも大事だと思う。意見が上がってき  
たら、できるものから順次行っていただければと思う。

先ほど、大事だと思ったのは、学校の近くの安全施設、特に横断歩道がつ  
いているとあったが、消えているところが結構あると思うので、そういうと  
ころは、警察にどんどん意見を言って、こういう時期なので、警察のほうも、  
すぐ対応してくれると思う。遠慮せず意見を言って、安全施設、横断歩道等々  
整備を、これを機に一気に進めていきたいと思う。

**【学務課長】**

日頃の要望を今年の5月までに取りまとめて、関係課に要望しているところ  
である。先ほど指摘があったとおり、できるものはスピード感を持って対  
応していきたいと思う。

**【委員1名より】**

一番よく知っているのは、利用している児童なので、当然聞いていると思  
うが、児童が安心して学校に通えるような通学路にしていただければ思う。

**【委員1名より】**

各教職員研修会について、校長研修会と教頭研修会だけが対面になっている。先生方に集まっていただくことが効果的だということか。

**【指導課長】**

校長研修会と教頭研修会については、講師の先生を呼び、研修を行うことが非常に効果的だということなので対面をしている。

**【委員1名より】**

「いじめ防止子供サミット」について、各校で実施というのは、各校で児童生徒が集まって行うという意味か。それともオンラインで配信するということか。

**【指導課長】**

各学校に代表者がおり、その代表者がこちらの指示した映像を見て、その映像を見ながらアンケートを実施し、その後レポートを提出することになっている。そのレポートも取りまとめまして、全校共有して、情報を共有していきたい。

**【委員1名より】**

レポート提出するのを各校に持ち帰り、そこで各校の児童生徒に改めて知らせて情報を共有し討論会を行うなども考えているか。

**【指導課長】**

まとめたものについては、各学校に配布して、読んでもらい、学校で周知するという形を取りたいと考えている。

**【委員1名より】**

周知の仕方は、各学校に任せたということか。どういう形でもいいということか。

**【指導課長】**

各学校で、全校の集会など今はなかなかできないと思うが、モニターで、各教室にこういった内容でやったというような、各代表が発表する場とか、そういったケースが考えられると思う。そういった例を示しながら進めていければと思う。

**【委員1名より】**

これは非常に大事なことで、いじめ防止サミット、今行うと思うが、きちんと周知したというのを、各学校から教育委員会に報告があるのか。

**【指導課長】**

各学校にはどういった形態で周知したのか、報告を上げてもらうように考えている。

**【委員1名より】**

報告が教育委員会に来ていれば、効果的だと思う。

**【教育長職務代理者】**

今回の6月市議会について、タブレット等々、あるいはGIGAスクール等々についての質問がたくさん出ていた。言ってみれば、コロナ対策の対応ということで望ましい方向に進んでいただければありがたいと思っている。

子どもたちの、健康、体の健康維持ということの観点からいうと、従来、子どもたちは、公園等、友達と戯れながら、大きな声を出して遊んでいるケースを多々見かけた。ところが、昨今は、コロナ禍で入り口にマスクはしま

しょうとか、大きな声を出さないでとか、滑り台とかジャングルジム、これは使わないでとか等々、注意書きがいっぱいあり、子どもたちが遊ぶという環境が地域の中からだんだん消えていってしまっている。これは、致し方ない面もある。そこで、学校では、子どもたち十二分に体を動かして、遊ぶというか、運動するというか、そういう機会は、今確保されているのか。あるいは、先ほどの公園のところと一緒に、マスクとか、大きな声を出さないでとか、何かちょっとその辺が、学校の中では子どもたちの行動がどうなっているか、状況を教えていただければありがたいと思う。

**【指導課長】**

子どもたちは、学校生活の中で業間休み、または昼休みの時間を使ってドッジボールなどを行っているという報告は受けている。だから、少し制限はされると思うが、マスクを取ったりしながら声を出さないで遊んだりという注意をしながら、遊んでいることは確かである。

**【教育長職務代理者】**

大人が考えるよりも、子どもが遊びを通して、本当にたくさんのことを身につけていくので、ぜひ機会があれば、子どもたちに、大きな声を出して遊べとは言えないが、遊ぶ機会を与えていただければと思う。

**【教育長】**

基本的に体育の授業は行っている。体づくりや体を動かす作業ことも、学校は行っている。授業外の課外のものについても、可能な限り行っているのだが、そうすると、コロナに罹患した場合、検査対象者になったり、濃厚接触者になったりという現状もあり、学校現場の苦悩中というところが事実である。状況に応じて、そして、気温や湿度などに応じて工夫しながら現状は行っている。

**3 議決事項**

議案第1号 教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について  
教育総務課長より上程議案の説明

内容：点検評価報告書(案)については、前回6月の教育委員会会議での意見、指摘を踏まえ、記述の箇所、文章表現の修正などを行った。資料1ページ、「6月定例教育委員会会議・協議事項での指摘事項等による修正点」、指摘1、学校運営委員会関係の内容の統一について、資料の左側が修正前の記述、右側が修正後の記述となっている。学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進に関する3か所の記載について統一がなされていないとの指摘があった。4ページ、16ページ、33ページの該当箇所について、コロナ禍においても、学校運営委員会の取組を継続し、保護者や地域との連携を図ったことが分かるよう文章をそれぞれ整理、修正をした。

資料の2ページ、上段が修正前の記述、下段が修正後の記述となっている。指摘の2については、数的評価を優先される主評価とした事業の明示についてである。数的評価を優先される主評価とした事業は、1事業だったが、佐倉教育ビジョン前期推進計画事業・自己評価一覧において、どの事業が数的評価を優先とした事業であるのか分からないとの指摘があった。下段の修正後のナンバー28、事業番号の左に、黒いひし形の印を表記するとともに、一



覧表の全てのページの下欄外に事業番号の左に黒いひし形印が付されている事業は、数的評価を優先される主評価とした事業であることを明示した。

修正後の点検評価報告書（案）の次の冊子の10ページ、上段、括弧書きで【自己評価基準及び評価集計】である。7行目になるが、「なお、」書き以降である。数的評価を優先される主評価としたものは、ナンバー28の1事業で、その他の事業は、質的評価を主評価としている旨の追記をした。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

はっきり書いたほうが、読むほうとしても非常によく分かると思う。質的評価については、自己評価なので、余りいい点数をつけると手前みそになるということなのかもしれないが、もっとBをAに上げてよいような事業もある。少し厳しめにしているのかという感想を受けた。

【教育長職務代理者】

25ページ、一番下の評価理由、「新体力テストの結果を基に、体力向上推進会議など各学校の実態に応じた体力向上の取組を推進した」とある。その後「令和2年度は、新体力テストが行われなかった」とあるのだが、体力テストの結果を基に取組を推進した、でも、テストは行われなかった。そうすると、この書き出しの「新体力テストの結果」というのは、前年の結果か。

【指導課長】

この新体力テストの結果の件については、過年度の結果を基にということなどである。

【教育長職務代理者】

それについて取組を推進した。でも、令和2年度のその結果の体力テストはなかったということか。

【指導課長】

はい。

《議決結果》

可決

議案第2号 学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

学務課長より上程議案の説明

内容：今般の働き方改革や行政事務のデジタル化促進の考えの下、内閣府の地方公共団体における押印見直しマニュアル及び佐倉市における押印見直しの基本方針において、押印廃止の方針が示されたことから、佐倉市教育委員会においても、手続における負担を軽減し、業務の効率化を図るため、当該条例における様式を見直し、押印を廃止することを規定するものである。

《議決事項についての質疑なし》

《議決結果》  
可決

議決事項

議案第3号 令和4年度使用教科用図書の採択について

(期日を指定して公表するもののため、これより秘密会とする。なお、9月1日より開示。)

学務課長より上程議案の説明

内容：今年度の教科用図書採択の対象は、中学校歴史検定図書を含む、中学校検定図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書、小学校の検定図書となる。資料1ページから7ページまでが印旛採択地区協議会から送付された令和4年度使用教科用図書の選定結果である。この結果は、今月の7月7日水曜日、白井市役所で第2回教科用図書印旛採択地区協議会の会議によるものである。この選定の会議においては、茅野教育長、関山教育長職務代理者が出席されている。

1ページ目は中学校歴史検定図書を含めた中学校検定図書である。2ページから5ページが選定された学校教育法附則第9条の規定による一般図書である。6ページ目は、学校教育法附則第9条に規定される一般図書のうち、印旛採択地区協議会の選定から外れた図書である。7ページ目が選定された小学校検定図書である。

2ページのナンバー39と3ページのナンバー22の備考に「変更」という記載があるが、これは扱う会社に変更があったということで表記されている。それに伴い、訂正がある。調査報告書になるが、調査報告書の21ページの真ん中、28の8「ジュラ」とあるが、これは「フレーベル」という会社になっている。もう一は、31ページの左側、12の8の本について、これも「ジュラ」となっているが、これも「フレーベル」という会社になっている。一覧表は「フレーベル」となっているが、調査報告書の記載が変わっていないということとなっている。

令和4年度に中学校で使用する検定図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第6号により、社会科（歴史分野）において、令和2年度に検定を経て、新たに発行されることとなった「自由社」と、もう昨年度採択された「東京書籍」との協議が行われた。その結果を受けて、1ページにあるように、全ての教科において現在使用している教科書の発行者のものが選定されている。

次に、学校教育法附則第9条本の規定による一般図書について、新規本が3冊選定されている。2ページの一番下、39番と、4ページの31番、5ページの6番、この3冊である。また、昨年度継続して15冊が除外本となっている。これが6ページに記載されている。

最後に、小学校で使用する検定図書については、今年度使用している教科書と同一のものが選定されている。

続いて、お配りした令和4年度使用教科用図書の調査報告書を基に説明をさせていただきます。別紙の冊子、3ページ、「東京書籍」である。昨年度採択さ

れており、内容に変更はない。特徴としては、各章の導入部に図版と問いを設け、主体的に課題を解決しようとする態度を養うよう内容を適切に取り上げている。また、資料の充実が図られ、URLやQRコードからインターネットにアクセスできる作りとなっている。

次に、「自由社」について、1点目、コラム等を設け、構造化を図り、国際協調の精神や公正に選択、判断する力が養われるよう内容を適切に取り上げている。2点目、各章の最後に調べ学習のテーマや復習問題が用意され、自分の言葉で時代の特徴をまとめるような工夫がされている。

次に、昨年度採択された社会科分野以外の図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、4年間は同一の教科書を採択することとなっているので、中学校は令和3年度と同じ教科書となる。

続いて、附則第9条本の規定による一般図書の説明について、資料2ページから5ページ、令和4年度に使用される学校教育法附則第9条本に規定されている一般図書だが、そこに記載の2ページから5ページの内容についてである。この場では、昨年度採択された図書は、内容に変更等がないので、説明を割愛させていただき、本年度の新規の3冊について、専門調査員の資料を基に簡潔に説明をする。

1冊目、2ページの国語、39番の「漢字がたのしくなるシリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク2あわせ漢字あそび」である。別冊の調査報告書については、15ページの16の4となっている。内容については、漢字の成り立ちから書き順、つくり、意味など段階を追って学習できるようになっている。児童生徒が日常生活でよく使用する漢字が取り上げられており、量も適切になっている。組織配列や表現は、漢字の成り立ちから漢字の知識が身につくよう系列的に配列され、分かりやすいイラストが描かれている。

2冊目、一覧表では4ページの生活・社会の31番、「音のでる知育絵本(15)こえでおぼえるごあいさつえほん」である。別冊の調査報告書については、43ページの30の2となる。内容については、イラストや音の出るスイッチを使用することで、視覚と聴覚の両方から学習でき、10種類の基本的な挨拶が取り上げられている。組織配列や表現については、生活体験と関連しやすい構成となっており、明るく、はっきりした色彩で紙に厚みがあり、扱いやすく、めくりやすくなっている。

3冊目、一覧表は、5ページの外国語6番のCD付き英語カードあいさつと話しことば編である。別冊の調査報告書については、一番最後のページとなる。54ページ、08の1となっている。内容は、表面には英語の会話表現、裏面には英語と日本語訳があり、一つのカードに一つの表現が書かれ、身近な会話表現が46取り上げられている。組織配列や表現は、カード形式なので、児童生徒の実態に応じて配列や提示の仕方などの工夫ができ、CDを活用することで実際の発音を聞きながら学習することができるようになっている。

続いて、令和4年度に使用する学校教育法附則第9条本に規定されている一般図書のうち、印旛採択地区協議会の選定から外れた図書について説明する。資料、6ページ、今年度新たに選定から外れた図書はない。昨年度まで採択されなかった図書の内容に変更もないので、この一覧表をもって説明に代えさせていただきますと思う。

次に、小学校で使用する教科用図書について、資料7ページ、義務教育諸学校の教育用図書の無償措置法に関する法律の第14条の規定により、4年間は同一の教科書を採用することとなっていることから、小学校は令和3年度と同一の教科書となる。選定結果も、そのようになっている。

この教科用図書等の選定結果については、印旛採択地区協議会事務局より通知があるまでは部外秘となっているので、よろしく願います。

(休憩)

《議決事項についての質疑なし》

《議決結果》

可決

#### 4 教育長閉会宣言